

新公審査答申（個）第30号
令和5年2月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年5月10日付け、新行経第76号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年4月20日付け新市情第8号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年4月6日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事で対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年4月20日、実施機関は、本件請求に係る文書を作成しておらず、個人情報を保有していないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年5月7日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年5月10日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は以下のとおりである。

「私の相談事等を課として、開示か非開示等かの対応した公文書も閲覧又は、視聴と写しの窓口における交付の手続きの別記様式1号等によって、私の個人情報は、五年間保有しているはずなのに、(新市情第8号の2)の決定は、請求に係る個人情報情報を保有していない(請求に係る文書を保有していないため。)と私が、抵抗できないように、一方的な非開示決定の処分一方的な処分を取消せ。」

「事実で対応して貰える私の権利の事実を隠す一方的な非開示決定の処分を取消せ。」(原文ママ)

なお、審査請求人から反論書の提出はない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

これまで、審査請求人とは窓口や電話にて対応を行っているが、市民対応において記録は作成しておらず、請求に係る個人情報を保有していないため、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書を保有していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張について検討する。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件の個人情報開示請求書(以下「本件請求書」という。)には、対象期間の始期の記載がなく、令和3年4月6日までとしており、請求する個人情報の内容は、「私の事で対応したものが分かるもの。」と記載されている。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求個人情報の対象は、令和3年4月6日から過去5年間における、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

この点、実施機関は、文書を作成していないとしていることから、当審査会は、過去5年間における審査請求人との対応や保有個人情報について、実施機関に確認したところ、本件開示請求をする際に、対象とする個人情報は、他課へ電話で説明を依頼したものと確認しており、そのような文書はないため、開示請求されても非開示決定となる旨を審査請求人には説明したとのことであった。

(2) 念のため、当審査会は、実施機関に、市民からの窓口や電話での対応について、その内容を記録する等の規定や事務の取扱いの有無を確認したところ、特に規定はなく、必要に応じて記録を取ることもあるが、審査請求人に関する記録は取っていないとのことであった。

(3) したがって、本件請求保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明を否定するに足りる事情は認められないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年 8月 9日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 1月24日	審査会開催（第1回）
令和5年 2月20日	審査会開催（第2回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子